

南木曾町空家等情報登録制度に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、南木曾町における空家等の有効活用を通じて、定住・移住の推進による地域の活性化を図るため、空家等情報登録制度（以下「空家等バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 町内に所在する建築物（建築基準法（昭和25年法律201号）第2条第1項に規定する建築物）で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、民間事業者による賃貸等を目的とする建物及び土地を除く。
- (2) 空家等バンク 空家等の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受け登録した情報を、移住又は定住等を目的とする空家等の利用希望者へ情報提供を行い、空家等を有効活用するシステムをいう。
- (3) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利に基づき当該空家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 利用希望者 空家等の利用を希望する者をいう。
- (5) 地域の代表者 当該空家等の所在する地区の区長又は地域振興協議会長等をいう。

(空家等登録等)

第3 空家等に関する情報を登録しようとする所有者等は、空家等バンク物件登録申込書（様式第1号）に南木曾町空家等バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を添えて町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項に規定する登録の申込みがあったときは、必要な調査を実施し、その内容等を確認のうえ登録し、当該所有者等に南木曾町空家等バンク登録完了（不可）通知書（様式第3号）を通知するものとする。

(空家等登録の変更の届出)

第4 第3第2項の規定による登録完了通知書を受けた所有者等（以下「登録所有者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空家等バンク登録変更届（様式第4号）により速やかに町長に届け出なければならない。

(空家等登録の取消し)

第5 町長は、当該空家等に係る所有権に異動があったとき又は登録所有者から空家等バンク登録取消願（様式第5号）の提出があったときは、当該空

家等を空家等バンクから抹消するとともに、空家等バンク登録取消通知書（様式第6号）により当該登録所有者に通知するものとする。

- 2 町長は、第3第2項の規定による登録の日から2年を経過した場合は、登録所有者と協議し、当該登録物件の利用が見込まれないと認めるときは、当該登録物件を空家等バンクから抹消することができるものとする。

（空家等情報の公開）

第6 町長は、空家等の登録情報をホームページ等に掲載し周知するものとする。

- 2 町長は、利用希望者に対して登録カードに記載された情報のうち、必要な事項を提供するものとする。

（利用希望者の登録等）

第7 空家等バンクの情報の提供を受けようとする利用希望者は、空家等バンク利用登録申込書（様式第7号）に誓約書（様式第8号）を添えて、町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申し込みがあったときは、その内容等を確認のうえ登録し、当該利用希望者に、空家等バンク利用希望者登録完了（不可）通知書（様式第9号）を通知するものとする。

- 3 前項の規定による登録完了通知書を受けた利用希望者（以下「登録利用者」という。）の登録期間は2年間とする。

- 4 町長は、前項に規定する登録期間を経過した場合は、登録利用者と協議し、利用希望があると認められないときは、当該登録を取り消すものとする。

（登録利用者の登録事項の変更）

第8 第7第2項の規定による登録の通知を受けた登録利用者は、当該登録事項に変更があったときは、空家等バンク利用登録変更届（様式第10号）により町長に届け出なければならない。

（登録利用者の登録の取消し）

第9 町長は、登録利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録利用者の登録を取り消すとともに、空家等バンク利用登録取消通知書（様式第11号）により当該登録利用者に通知するものとする。

- (1) 空家等バンク利用登録申込書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 登録利用者から登録抹消の申出があったとき。
- (3) その他町長が適当でないと認めたとき。

（地域の代表者への情報提供及び地域情報の公開等）

第10 町長は、空家等を空家等バンクに登録したときは、地域の代表者に対して、その旨を情報提供するものとする。

- 2 町長は、登録物件の情報と併せて当該空家等の所在する地域に関する情報

を地域の代表者と協議して空家等バンクに公開することができるものとする。

(地域の意見)

第11 登録所有者は、地域の代表者に対し、空家等の活用について参考意見を聞くことができる。また、登録利用者は、地域の代表者に対し地域に定住するための説明の機会を求めることができるものとする。

(登録所有者と登録利用者の交渉等)

第12 町長は、登録所有者と登録利用者の空家等に関する交渉、売買、賃貸借等による契約については、直接これに関与しないものとする。ただし、登録所有者が希望する場合には、当該登録物件の契約交渉について必要な情報を提供することができるものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第13 空家等バンクに登録される個人情報の取り扱いについては、南木曾町情報公開及び個人情報に関する条例（平成11年南木曾町条例第9号）に定めるところによる。

(適用上の注意)

第14 この要綱は、空家等バンク制度以外による空家等の取引を妨げるものではない。

(委任)

第15 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式（省略）